

徳島県告示第十二号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正純

- 一　解除に係る保安林の所在場所  
二好郡東みよし町加茂一〇九四の三、一〇九五の三、一〇九八の七、一〇九八の九、一〇九九の三
- 二　保安林として指定された目的  
水害の防備
- 三　解除の理由  
道路用地とするため